

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物）

**第2条** 条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号の燃え殻
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号の汚泥のうち、浄水処理に伴って生じた汚泥  
その他の無機性の汚泥
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第7号のガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第8号の鋳さい
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第12号のばいじん
- (7) その他知事が別に定める産業廃棄物

（条例第2条第4号の規則で定める処理）

**第3条** 条例第2条第4号の規則で定める処理は、固化、凝集、破碎その他知事が認める処理とする。

（土石基準）

**第4条** 条例第7条に規定する規則で定める環境上の基準は、別表第1の左欄に掲げる物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

（盛土等の届出に係る届出書等）

**第5条** 条例第9条第1項の規定による届出は、盛土等届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出をしようとする者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 盛土等を行う期間
- (3) 盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画

3 条例第9条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 盛土等区域及び盛土等の用に供する施設を設置する土地の区域（以下「施設設置区域」という。）の位置図
- (2) 盛土等区域及び施設設置区域の計画平面図並びに盛土等又は切土を行う区域の造成計画平面図
- (3) 盛土等区域及び施設設置区域の盛土等又は切土を行う前後の地盤面を示した断面図
- (4) 条例第9条第1項第2号の規定による届出にあっては、次に掲げる書類
  - ア 盛土等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - イ 条例第10条の盛土等の内容を周知させるための必要な措置を講じたことを証する書類

- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(周辺地域の住民への周知の方法)

**第6条** 条例第10条の盛土等の内容を周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により講ずるものとする。

- (1) 盛土等の内容についての説明会を開催すること。
- (2) 盛土等の内容を記載した書面を、当該盛土等区域の周辺地域の住民に配布すること。
- (3) 盛土等の内容を当該盛土等区域又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

(変更の届出)

**第7条** 条例第11条第1項の規定による届出は、盛土等変更届出書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による届出をした者の氏名又は住所（同項の規定による届出をした者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 盛土等の目的の変更
- (3) 盛土等区域の位置の変更
- (4) 盛土等区域の規模を3割を超えて増加する変更
- (5) 盛土等に用いられる土石の量を3割を超えて増加する変更
- (6) 盛土等を行う期間を延長する変更
- (7) 盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画の変更

(盛土等の着手の届出に係る届出書)

**第8条** 条例第12条の規定による届出は、盛土等着手届出書（様式第3号）を提出して行うものとする。

(土石の搬入の報告の方法)

**第9条** 条例第13条第1項の規定による土石が発生した場所の確認は、当該土石が発生した場所ごとに、当該土石が発生させた者から土石発生元証明書（様式第4号）の交付を受け、それを確認することにより行わなければならない。

2 条例第13条第1項の規定による土石が土石基準に適合することの確認は、知事が別に定めるところにより、次に掲げる書類を確認することにより行わなければならない。

- (1) 知事が別に定めるところにより行った当該土石（再生土又は当該土石が発生した場所以外の場所において処理された改良土を除く。）が発生した場所の土地の利用状況等の調査の結果を記載した書類
- (2) 知事が別に定めるところにより行った別表第1の左欄に掲げる物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める基準に係る調査の結果を記載した書類（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）
- (3) 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第8条第1項の再生資源利用促進計画及び同条第4項の書面（当該再生資源利用促進計画に基づき搬出される土石を搬入しようとする場合に限る。）

(4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可に係る岩石採取場又は砂利採取場において採取された土石であることを証する書類（当該岩石採取場又は砂利採取場において採取された土石を搬入しようとする場合に限る。）

3 条例第13条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土石の搬入前に、土石搬入報告書（様式第5号）に第1項の土石発生元証明書及び前項の確認に係る書類を添付して行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、知事が別に定める場合においては、当該盛土等を完了し、廃止し、又は休止するまでの間、毎月、前項の土石搬入報告書に土石搬入状況一覧表（様式第6号）を添付して行うことができる。

（水質の調査及び報告の方法）

**第10条** 条例第14条第1項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等に着手した日以後6月ごとに、別表第2の左欄に掲げる物質の種類のうち、1，4－ジオキサン及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）以外のものにあつては地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年環境省告示第17号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「地下水測定方法」という。）により、1，4－ジオキサンにあつては水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表8に掲げる方法（以下「付表8方法」という。）により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「ダイオキシン類測定方法」という。）により行うものとする。

2 条例第14条第2項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等を完了し、廃止し、又は休止した後遅滞なく、別表第2の左欄に掲げる物質の種類のうち、1，4－ジオキサン及びダイオキシン類以外のものにあつては地下水測定方法により、1，4－ジオキサンにあつては付表8方法により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類測定方法により行うものとする。

3 条例第14条第1項又は第2項の規定による盛土等区域外に排出される水の水質の調査の結果の報告は、当該水質の調査の結果が判明した日から1月以内に、水質調査報告書（様式第7号）を提出して行うものとする。

4 前項に規定する報告書には、当該調査に係る盛土等区域外に排出される水を採取した地点の位置図及び写真並びに採取した盛土等区域外に排出される水ごとの水質の調査の結果を証する書類（計量法第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）を添付するものとする。

（土壌の汚染の状況の調査及び報告の方法）

**第11条** 条例第14条第1項の盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況の調査は、盛土等に着手した日以後6月ごとに、知事が別に定める方法により行うものとする。

2 条例第14条第2項の盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況の調査は、盛土等を完了し、廃止し、又は休止した後遅滞なく、知事が別に定める方法により行うものとする。

3 条例第14条第1項又は第2項の規定による盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況の調査の結果の報告は、当該土壌の汚染の状況の調査の結果が判明した日から1月以内に、土壌汚染状況調査報告書（様式第8号）を提出して行うものとする。

4 前項に規定する報告書には、当該調査のための試料の用に供された土石を採取した地点の位置図及び写真並びに試料ごとの当該調査の結果を証する書類（計量法第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）を添付するものとする。

（水質の調査等を行う必要がない場合）

**第12条** 条例第14条第1項ただし書又は第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に該当する盛土等を行う場合であつて、第9条第3項に規定する書類により、搬入する土石が発生した場所及び当該土石が土石基準に適合することが確認できるとき。
- (2) 盛土等区域外への搬出を目的として盛土等（一定期間の経過後に当該盛土等を除却するものに限る。以下「一時堆積」という。）を行うとき。
- (3) 気象条件その他のやむを得ない事由により調査を行うことができないと知事が認めるとき。

（水質基準）

**第13条** 条例第14条第3項の規則で定める水質の基準は、別表第2の左欄に掲げる物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

（標識の寸法及び記載事項）

**第14条** 条例第15条の標識の寸法は、縦297ミリメートル以上、横420ミリメートル以上とするものとする。

2 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による届出をした年月日
- (2) 条例第9条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（同項の規定による届出をした者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
- (3) 盛土等の目的
- (4) 盛土等区域の位置及び規模
- (5) 盛土等に用いられる土石の量（一時堆積にあつては、盛土等に用いられる土石の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (6) 盛土等を行う期間

（盛土等の完了等の届出に係る届出書）

**第15条** 条例第17条の規定による完了の届出は、盛土等を完了した日から起算して15日以内に、盛土等完了届出書（様式第9号）を提出して行うものとする。

2 条例第17条の規定による廃止又は休止の届出は、盛土等を廃止し、又は休止した日から起算して15日以内に、盛土等廃止（休止）届出書（様式第10号）を提出して行うものとする。

3 条例第17条の規定による再開の届出は、休止した盛土等を再開した日から起算して15日以内に、盛土等再開届出書（様式第11号）を提出して行うものとする。

（立入検査等の身分証明書）

**第16条** 条例第19条第3項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第12号）によるものとする。

（条例の適用除外となる市町の指定）

**第17条** 条例第22条の規定による指定は、県公報に登載して行うものとする。

(提出部数)

**第18条** 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、知事が別に定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 条例附則第4項に規定する規則で定める法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為は、次に掲げるものとする。
  - (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
  - (2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の許可
  - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認
  - (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の許可
  - (5) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出
  - (6) 採石法第33条の認可
  - (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
  - (8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項の認可
  - (9) 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項の許可
  - (10) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。）
  - (11) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可
  - (12) 砂利採取法第16条の認可
  - (13) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
  - (14) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項、第11条第1項若しくは第3項又は第50条の2第1項の認可
  - (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出
  - (16) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可
  - (17) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第17条第1項ただし書、第25条第4項若しくは第27条第3項の許可又は同法第28条第1項の規定による届出
  - (18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項の許可又は同法第14条第1項の規定による届出
  - (19) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第13条第3項の許可又は同条例第15条第1項の規定による届出
  - (20) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第3条第1項又は第3項の規定による届出
  - (21) 静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）第3条第1項の許可

(2) 市町が定める盛土等の規制に関する条例の規定による盛土等の許可

3 条例附則第4項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 盛土等区域の面積を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更
- (2) 盛土等に用いられる土石の量を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更
- (3) 天候その他のやむを得ない事由による許可等に係る期間の変更
- (4) 許可等の権限を有する者が災害の防止上又は生活環境の保全上必要と認める変更
- (5) その他盛土等及び盛土等の用に供する施設の構造等に影響がないと知事が認める事項の変更

附 則（令和5年3月29日規則第23号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月24日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和5年5月26日）から施行する。

（静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可を要する行為に係る第2条の規定による改正前の静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則第12条第4号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月30日規則第63号）

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第29号）

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 物質の種類        | 土石に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準    | 土石に含まれる物質の量に関する基準 |
|--------------|------------------------------|-------------------|
| クロロエチレン      | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。 | —                 |
| 四塩化炭素        | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。 | —                 |
| 1,2-ジクロロエタン  | 検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。 | —                 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。   | —                 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。  | —                 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。 | —                 |

|                  |                                                    |                                    |
|------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------|
|                  | ラム以下であること。                                         |                                    |
| ジクロロメタン          | 検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。                      | —                                  |
| テトラクロロエチレン       | 検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。                      | —                                  |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。                       | —                                  |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。                     | —                                  |
| トリクロロエチレン        | 検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。                      | —                                  |
| ベンゼン             | 検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。                      | —                                  |
| カドミウム及びその化合物     | 検液 1 リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。                | 土壌 1 キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。  |
| 六価クロム化合物         | 検液 1 リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。                 | 土壌 1 キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。 |
| シアン化合物           | 検液中にシアンが検出されないこと。                                  | 土壌 1 キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。  |
| 水銀及びその化合物        | 検液 1 リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。 | 土壌 1 キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。     |
| セレン及びその化合物       | 検液 1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。                   | 土壌 1 キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。   |
| 鉛及びその化合物         | 検液 1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。                     | 土壌 1 キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。     |
| ひ素及びその化合物        | 検液 1 リットルにつきひ素0.01ミリグラム以下であること。                    | 土壌 1 キログラムにつきひ素150ミリグラム以下であること。    |
| ふっ素及びその化合物       | 検液 1 リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。                    | 土壌 1 キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。 |

|                                                   |                                  |                                                |
|---------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------|
| ほう素及びその化合物                                        | 検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。  | 土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。           |
| シマジン                                              | 検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。 | —                                              |
| チオベンカルブ                                           | 検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。  | —                                              |
| チウラム                                              | 検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。 | —                                              |
| ポリ塩化ビフェニル                                         | 検液中に検出されないこと。                    | —                                              |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。以下同じ。） | 検液中に検出されないこと。                    | —                                              |
| 銅                                                 | —                                | 農用地（田に限る。）において、土壌 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。 |
| 1,4-ジオキサン                                         | 検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。  | —                                              |
| ダイオキシン類                                           | —                                | 土壌 1 グラムにつき 1,000 p g —T E Q 以下であること。          |

備考 ダイオキシン類の値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

別表第 2（第 13 条関係）

| 物質の種類          | 基準                            |
|----------------|-------------------------------|
| クロロエチレン        | 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。 |
| 四塩化炭素          | 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン    | 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。   |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。  |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。 |
| ジクロロメタン        | 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。  |
| テトラクロロエチレン     | 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。  |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。     |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。 |

|              |                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------|
| トリクロロエチレン    | 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。                      |
| ベンゼン         | 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。                      |
| カドミウム及びその化合物 | 1 リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。                |
| 六価クロム化合物     | 1 リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。                 |
| シアン化合物       | シアンが検出されないこと。                                   |
| 水銀及びその化合物    | 1 リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。 |
| セレン及びその化合物   | 1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。                   |
| 鉛及びその化合物     | 1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。                     |
| ひ素及びその化合物    | 1 リットルにつきひ素0.01ミリグラム以下であること。                    |
| ふっ素及びその化合物   | 1 リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。                    |
| ほう素及びその化合物   | 1 リットルにつきほう素1 ミリグラム以下であること。                     |
| シマジン         | 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。                     |
| チオベンカルブ      | 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。                      |
| チウラム         | 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。                     |
| ポリ塩化ビフェニル    | 検出されないこと。                                       |
| 有機りん化合物      | 検出されないこと。                                       |
| 1,4-ジオキサン    | 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。                      |
| ダイオキシン類      | 1 リットルにつき1 p g—T E Q以下であること。                    |

備考 ダイオキシン類の値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

盛土等を行いたいので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                            |                             |                              |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 盛土等の目的                     |                             |                              |
| 盛土等区域の位置                   |                             |                              |
| 盛土等区域の規模                   | 面積： m <sup>2</sup>          |                              |
| 盛土等に用いられる土石の量              | m <sup>3</sup>              |                              |
| 盛土等を行う期間                   | 年 月 日 ～ 年 月 日               |                              |
| 盛土等区域外に排出される水の水質の調査（分析調査）  | <input type="checkbox"/> 必要 | 盛土等区域外に排出される水を採取する地点の位置図のとおり |
|                            | <input type="checkbox"/> 不要 | 規則第12条各号のいずれかに該当             |
| 盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況の調査（分析調査） | <input type="checkbox"/> 必要 | 試料の用に供される土石を採取する地点の位置図のとおり   |
|                            | <input type="checkbox"/> 不要 | 規則第12条第 1 号又は第 2 号に該当        |

|                      |                                                         |                               |
|----------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 宅地造成及び特定盛土等規制法の手続の状況 | 許可申請<br><input type="checkbox"/> （第12条第 1 項、第30条第 1 項）  | 年 月 日（済・予定）                   |
|                      | 許可の特例<br><input type="checkbox"/> （第15条第 2 項、第34条第 2 項） | 都市計画法第29条の許可申請<br>年 月 日（済・予定） |

|                |                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------|
| 周辺地域の住民への周知の方法 | <input type="checkbox"/> 説明会の開催                 |
|                | <input type="checkbox"/> 盛土等の内容を記載した書面の配布       |
|                | <input type="checkbox"/> 盛土等の内容の掲示及びインターネットへの掲載 |

(注)

- 1 条例第9条第1項第2号の規定による届出の場合は、「周辺地域の住民への周知の方法」欄に記載するとともに、付表2を添付すること。
- 2 盛土等区域外に排出される水を採取する地点の位置図とは、採水する位置（地下水排除工の吐出口に限る。）を示した地下水排除工の配置が分かる平面図、排水計画図、防災計画構造図等をいう。
- 3 試料の用に供される土石を採取する地点の位置図とは、知事が別に定めるところにより、盛土等区域を区分した上で、土石を採取する地点を記載した位置図、平面図等をいう。

付表 1

盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画

|                   |                          |                  |  |
|-------------------|--------------------------|------------------|--|
| 土石を発生させた者の氏名又は名称  |                          | 土石の発生場所          |  |
|                   |                          |                  |  |
|                   |                          |                  |  |
|                   |                          |                  |  |
|                   |                          |                  |  |
|                   |                          |                  |  |
| 1 日当たりの最大の搬入予定量   | m <sup>3</sup> ／日        |                  |  |
| 搬入する曜日及び時間        | 曜日<br>時 分 ～ 時 分          |                  |  |
| 搬入する土石の種類         | <input type="checkbox"/> | 土石（改良土及び再生土を除く。） |  |
|                   | <input type="checkbox"/> | 改良土              |  |
|                   | <input type="checkbox"/> | 再生土              |  |
| 土石基準に適合することの確認の方法 |                          |                  |  |
| 備考                |                          |                  |  |

付表 2

周辺地域の住民への周知

|                 |                                                 |  |  |
|-----------------|-------------------------------------------------|--|--|
| 周知の対象となる周辺地域の範囲 |                                                 |  |  |
| 周知の方法           | <input type="checkbox"/> 説明会の開催                 |  |  |
|                 | 開催日時                                            |  |  |
|                 | 開催場所                                            |  |  |
|                 | 説明者の役職及び氏名                                      |  |  |
|                 | 出席した住民の数                                        |  |  |
|                 | <input type="checkbox"/> 盛土等の内容を記載した書面の配布       |  |  |
|                 | 配布時期                                            |  |  |
|                 | 配布方法                                            |  |  |
|                 | 配布部数                                            |  |  |
|                 | <input type="checkbox"/> 盛土等の内容の掲示及びインターネットへの掲載 |  |  |
|                 | 掲示期間                                            |  |  |
|                 | 掲示場所                                            |  |  |
|                 | インターネットへの掲載期間                                   |  |  |
|                 | ウェブページのURL                                      |  |  |
|                 | 周知した盛土等の内容                                      |  |  |
| 特記事項            |                                                 |  |  |

(注) 条例第9条第1項第2号の規定による届出の場合のみ作成すること。

様式第 2 号（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$   
氏 名  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$

届出をした事項の変更をしたいので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第11条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|           |     |       |
|-----------|-----|-------|
| 盛土等の届出年月日 |     | 年 月 日 |
| 盛土等の目的    |     |       |
| 盛土等区域の位置  |     |       |
| 変更予定年月日   |     | 年 月 日 |
| 変更事項      | 変更前 |       |
|           | 変更後 |       |

様式第 3 号（第 8 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等着手届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

盛土等に着手したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                   |                  |
|-----------------------------------|------------------|
| 盛土等の届出年月日                         | 年 月 日            |
| 盛土等の目的                            |                  |
| 盛土等区域の位置                          |                  |
| 盛土等を行う期間                          | 年 月 日 ～ 年 月 日    |
| 着手年月日                             | 年 月 日            |
| 盛土等区域外に排出される水の水質の調査（分析調査）の実施予定時期  | 毎年 月及び 月（6 か月ごと） |
| 盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況の調査（分析調査）の実施予定時期 | 毎年 月及び 月（6 か月ごと） |

様式第 4 号（第 9 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土石発生元証明書

年 月 日

盛土等の届出をした者 氏 名 

法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

 様

土石を発生させた者 住 所 

法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏 名 

法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

電話番号

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第 9 条第 1 項の規定による届出に係る盛土等区域に搬出する土石について、次の土石の発生場所から生じたものであることを証明します。

|                   |                          |                     |
|-------------------|--------------------------|---------------------|
| 土石の発生場所           |                          |                     |
| 土石の発生場所で行われる行為    | <input type="checkbox"/> | 一時堆積（ストックヤード等）      |
|                   | <input type="checkbox"/> | 土石（改良土及び再生土を除く。）の採取 |
|                   | <input type="checkbox"/> | 土質改良（リサイクルプラント等）    |
|                   | <input type="checkbox"/> | 工事（工事の内容： ）         |
| 搬出する土石の種類         | <input type="checkbox"/> | 土石（改良土及び再生土を除く。）    |
|                   | <input type="checkbox"/> | 改良土                 |
|                   | <input type="checkbox"/> | 再生土                 |
| 盛土等の届出をした者に搬出する期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日            |                     |
| 搬出する土石の量          | m <sup>3</sup>           |                     |

様式第 5 号（第 9 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土石搬入報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第13条第 1 項の規定により、土石が発生した場所及び土石が土石基準に適合することを確認したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

|                       |                          |                      |
|-----------------------|--------------------------|----------------------|
| 盛土等の届出年月日             | 年 月 日                    |                      |
| 盛土等の目的                |                          |                      |
| 盛土等区域の位置              |                          |                      |
| 盛土等を行う期間              | 年 月 日 ～ 年 月 日            |                      |
| 土石の発生場所               |                          |                      |
| 搬入する土石の種類             | <input type="checkbox"/> | 土石（改良土及び再生土を除く。）     |
|                       | <input type="checkbox"/> | 改良土                  |
|                       | <input type="checkbox"/> | 再生土                  |
| 土石の搬入予定量              | m <sup>3</sup>           |                      |
| 土石基準に適合すること<br>の確認の方法 | <input type="checkbox"/> | 土地の利用状況等の調査の結果       |
|                       | <input type="checkbox"/> | 土壌の汚染の状況の調査（分析調査）の結果 |
|                       | <input type="checkbox"/> | 再生資源利用促進計画等          |
|                       | <input type="checkbox"/> | 採石法又は砂利採取法の認可書       |
|                       | <input type="checkbox"/> | 土石搬入状況一覧表（様式第 6 号）   |

（注） 「土石基準に適合することの確認の方法」欄で、土石搬入状況一覧表を選択した場合は、「搬入  
する土石の種類」欄及び「土石の搬入予定量」欄の記載は不要とする。

土石搬入状況一覧表

住 所

氏 名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

盛土等区域の位置：

| 番号 | 受付日 | 土石を発生させた者 | 土石の発生場所 | 土石の発生場所で行われる行為 | 搬出する土石の種類 | 搬入期間             |                   | 搬入予定量<br>(m³) | 土石基準に適合することを確認した書類 | 土地の利用状況等の調査の内容 |    |               |  |  | 備考 |
|----|-----|-----------|---------|----------------|-----------|------------------|-------------------|---------------|--------------------|----------------|----|---------------|--|--|----|
|    |     |           |         |                |           | 位置図による発生場所の確認の可否 | 発生場所の土地利用状況等の確認資料 |               |                    | 発生場所の土地利用の状況   |    | 土壌の分析調査の実施の有無 |  |  |    |
|    |     |           |         |                |           |                  |                   |               |                    | 現況             | 過去 |               |  |  |    |
|    |     |           |         |                |           |                  |                   |               |                    |                |    |               |  |  |    |
|    |     |           |         |                |           |                  |                   |               |                    |                |    |               |  |  |    |
|    |     |           |         |                |           |                  |                   |               |                    |                |    |               |  |  |    |
| 合計 |     |           |         |                |           |                  |                   |               |                    |                |    |               |  |  |    |

(注)

- 1 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 2 様式の中の行数は例示であって、不足する場合は、別葉とすること。この場合においては、右上にページ数を記載すること。
- 3 「土石の発生場所」欄には、市町名、大字（可能であれば地番）を記載すること。
- 4 「搬入期間」欄は、土石発生元証明書（様式第 4 号）に記載されている盛土等の届出をした者に搬出する期間を記載すること。
- 5 「搬入予定量」欄は、土石発生元証明書に記載されている搬出する土石の量を記載すること。
- 6 「土石基準に適合することを確認した書類」欄には、規則第 9 条第 2 項各号に掲げる書類の名称を記載すること。土地の利用状況等の調査の結果を記載した書類により、当該土石が土石基準に適合することを確認した場合には、「土地の利用状況等の調査の内容」欄に当該書類により確認した内容を記載し、この調査に合わせて行われた土壌の分析調査の実施の有無を記載すること。
- 7 「発生場所の土地の利用状況等の確認資料」欄には、土地の登記事項証明書、現在と過去の航空写真及び聴取の結果のいずれか主たる確認資料の名称を記載すること。
- 8 「発生場所の土地の利用状況」欄には、田、畑、山林、宅地、道路、歩道、河川、水路又は工場・事業場（特定有害物質の取扱いの有無）のいずれかを記載すること。

様式第 7 号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

水質調査報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 }

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第14条 第 1 項 の規定により、水質の調査の結果  
第 2 項

を次のとおり報告します。

|                       |                          |                          |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 盛土等の届出年月日             | 年 月 日                    |                          |
| 盛土等の目的                |                          |                          |
| 盛土等区域の位置              |                          |                          |
| 盛土等を行う期間              | 年 月 日 ～ 年 月 日            |                          |
| 着手年月日                 | 年 月 日                    |                          |
| 調査時期の区分               | <input type="checkbox"/> | 定期（第 回）                  |
|                       | <input type="checkbox"/> | 完了                       |
|                       | <input type="checkbox"/> | 廃止（休止）                   |
| 盛土等区域外に排出される水を採取した年月日 | 年 月 日                    |                          |
| 添付書類                  | <input type="checkbox"/> | 盛土等区域外に排出される水を採取した地点の位置図 |
|                       | <input type="checkbox"/> | 水を採取した状況を示す写真            |
|                       | <input type="checkbox"/> | 計量証明書                    |

（注） 盛土等区域外に排出される水を採取した地点の位置図とは、採水した位置（地下水排除工の吐出口に限る。）を示した地下水排除工の配置が分かる平面図、排水計画図、防災計画構造図等をいう。

様式第 8 号（第 11 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土壌汚染状況調査報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第14条 第 1 項 の規定により、土壌の汚染の状況  
第 2 項

の調査の結果を次のとおり報告します。

|                         |                          |                                    |                |
|-------------------------|--------------------------|------------------------------------|----------------|
| 盛土等の届出年月日               | 年 月 日                    |                                    |                |
| 盛土等の目的                  |                          |                                    |                |
| 盛土等区域の位置                |                          |                                    |                |
| 盛土等を行う期間                | 年 月 日 ～ 年 月 日            |                                    |                |
| 着手年月日                   | 年 月 日                    |                                    |                |
| 調査時期の区分及び分析の<br>手法      | <input type="checkbox"/> | 定期（第 回）                            | スクリーニング分析      |
|                         | <input type="checkbox"/> | 完了                                 | 5 点混合分析        |
|                         | <input type="checkbox"/> | 廃止（休止）                             |                |
| 試料の用に供される土石を<br>採取した年月日 | 年 月 日                    |                                    |                |
| 試料の用に供される土石を<br>採取した方法等 | 盛土等の面積：                  |                                    | m <sup>2</sup> |
|                         | 区域数：                     |                                    | 区域             |
|                         | 深さ：                      |                                    | cm             |
| 添付書類                    | <input type="checkbox"/> | 試料の用に供される土石を採取した地点の位置図             |                |
|                         | <input type="checkbox"/> | 試料の用に供される土石を採取した位置、深さ及び状況を示す<br>写真 |                |
|                         | <input type="checkbox"/> | 計量証明書                              |                |

（注） 試料の用に供される土石を採取した地点の位置図とは、知事が別に定めるところにより、盛土等  
区域を区分した上で、土石を採取した地点を記載した位置図、平面図等をいう。

様式第 9 号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等完了届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

盛土等を完了したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 盛土等の届出年月日   | 年 月 日         |
| 盛土等の目的      |               |
| 盛土等区域の位置    |               |
| 盛土等を行う期間    | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 盛土等を完了した年月日 | 年 月 日         |

（注） 水質の調査等を行う必要がある場合は、当該水質の調査等の結果が判明した日から 1 月以内に、水質調査報告書（様式第 7 号）及び土壌汚染状況調査報告書（様式第 8 号）を提出すること。

様式第10号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

盛土等廃止（休止）届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

盛土等を廃止（休止）したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

|                             |                               |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 盛土等の届出年月日                   | 年 月 日                         |
| 盛土等の目的                      |                               |
| 盛土等区域の位置                    |                               |
| 盛土等を行う期間                    | 年 月 日 ～ 年 月 日                 |
| 盛土等を廃止した年月日<br>(休止しようとする期間) | 年 月 日<br>(休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日) |
| 廃止（休止）の理由                   |                               |

(注) 水質の調査等を行う必要がある場合は、当該水質の調査等の結果が判明した日から1月以内に、水質調査報告書（様式第7号）及び土壌汚染状況調査報告書（様式第8号）を提出すること。

様式第11号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

盛土等再開届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$   
氏 名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

盛土等を再開したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 盛土等の届出年月日   | 年 月 日         |
| 盛土等の目的      |               |
| 盛土等区域の位置    |               |
| 盛土等の休止期間    | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 盛土等を再開した年月日 | 年 月 日         |

様式第12号（第16条関係）

（第1面）

|              |   |                         |    |
|--------------|---|-------------------------|----|
| 第            | 号 | 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 |    |
| 職            | 名 | <div>写<br/>真</div>      |    |
| 氏            | 名 |                         |    |
| 生年月日         | 年 | 月                       | 日生 |
| 年            | 月 | 日交付                     |    |
| 年            | 月 | 日限り有効                   |    |
| <div>印</div> |   |                         |    |

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
  - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 裏面には、参照条文を記載することができる。